

定員管理適正化計画について

総務部

1 策定の趣旨

本市では、平成8年度から事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、再任用制度の導入などにより、事務処理負担の軽減や合理化を図りながら、定員管理の適正化に取り組んできた。

また、平成17年度から22年度においては、国主導による集中改革プランにより民間委託が推進され、職員数の抑制が求められた。

これらの結果、本市の職員数は、平成8年4月の1,172人をピークに、平成29年4月1日には918人となり、254人の減員となっている。

今回新たに定員管理適正化計画を策定するにあたり、人口減少社会や少子高齢化の急激な進行、地方分権改革や市民意識の多様化に対応していくため、経営改革を進めるとともに、事務処理負担の軽減合理化を図りつつ、職員の健康に留意し、職員定数の適正化に取り組んでいく。

2 計画期間

計画期間は、平成30年4月1日から平成32年4月1日までとする。

今後、保育園の民営化をはじめ学校給食共同調理場の運営方法の見直しや水道事業の統合広域化などの業務の大きな改編等が見込まれるため、本計画は3か年を対象とする。

なお、期間中に社会情勢の著しい変化や人事制度の大きな変更があった場合には、必要に応じて計画を見直すこととする。

3 計画期間中に想定される主な取り組み

- (1) 庁舎再整備の推進
- (2) 第2次まちづくり実施計画の推進及び第3次まちづくり実施計画の策定
- (3) 君津市公共施設等総合管理計画の推進
- (4) 旅券事務の受託
- (5) ごみ処理方法の見直し
- (6) 保育園民営化の推進
- (7) 学校給食共同調理場の建設・運営
- (8) 水道事業の統合広域化

4 計画数値の目標

本市の職員数は、市域が広いことによる市道実延長が長いこと、保育園を11園、公民館・資料館を9館、消防署分署を3分署保有している特性などにより、類似団体を上回っているが、計画期間中に予定されている取り組み、また、長期休暇者や育児休業者の状況を考慮し、職員数を設定した。

(各年4月1日現在)

単位：人

| 計 画 年 次 | 前 計 画 | | | | | 本 計 画 | | |
|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 計画職員数 | 932 | 932 | 931 | 928 | 924 | 930 | 930 | 930 |
| 実職員数 | 923 | 923 | 915 | 917 | 918 | | | |